

養豚経営者の皆様へ

畜産は、常にケガや病気の発生リスクが存在しています。それらのリスクに備えて、公的な保険制度である**家畜共済**に加入しましょう！

また、野菜や米等との**複合経営**の方は、肉豚、種豚は家畜共済、野菜や米等は**収入保険**へ加入しましょう！ (※) このように加入することで、経営全体の収入がカバーできます。(収入保険は、平成31年1月から始まりました。)

家畜共済は、**掛金の原則40%**を国が負担します。

収入保険は、**掛金の50%**(積立金は75%)を国が負担します。

※ 収入保険は、豚マルキンの対象である肉豚は対象外です。

家畜共済に加入しましょう！

- 家畜が**死亡**した場合にその家畜の資産価値を補償します。
(種豚の場合、**廃用**となった場合もその家畜の資産価値を補償します。さらに、**ケガ**や**病気**をした場合にも診療費を補償します。)

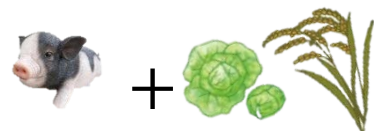


- 組合等の職員が農場に立ち入らず、農家自らが撮影した画像で死亡事故を確認する方法がとれます。

平成31年1月から見直し後の家畜共済がスタートしました。

- ◆ 種豚の場合、死廃共済と病傷共済について、**別々に補償金額が選択**できるようになります。
- ◆ 危険段階別の共済掛金率が全国的に導入されます。そのため、被害の少ない養豚農家は掛金が安くなります。

青色申告を行っている
(肉豚と) 野菜や米等との複合経営の方へ



野菜や米等は、収入保険への加入がお勧めです！

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課(03-6744-2175)へお問い合わせください。

農林水産省

家畜共済の概要（養豚経営の場合）

家畜共済の対象

- 肉豚：出生後第20日（その日に離乳していないときは離乳した日。以下同じ）以降のもの
- 種豚：出生後第6月以降のもの

補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 死傷共済（肉豚は死亡した場合のみ）
家畜が死亡・廃用となった場合（行方不明を含む）に、家畜の資産価値の8割※を上限として共済金を支払います。（※割合は農家が選択できます。）
- 病傷共済（種豚の場合のみ）
家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います。（ただし、初診料は農業者の負担です）

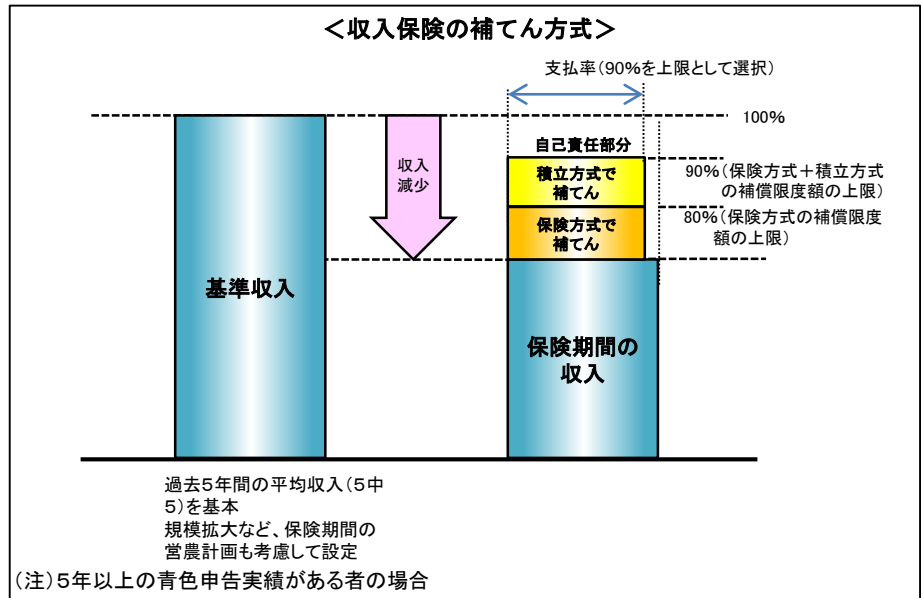
試算例（1頭当たり）	農業者が支払う共済掛金	死亡した場合に支払われる共済金
肉豚（資産価値1万3千円）	1,035円	1万円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

対象者	青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
補てんの方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補てん



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金		補てん金額						
＜加入1年目＞								
収入減少の程度 （保険期間の収入）	保険料 （掛捨て）	積立金 （掛捨てではない）	事務費	合計	補てん金の合計	保険方式 （保険金）	積立方式 （特約補てん金）	補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
20% (800万円)	7.8万円	22.5万円	2.2万円	32.5万円	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)					180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)					360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)					810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。